



あなたと議会を結ぶ



NO. 128

2013年4月25日発行

知名町

議会だより

発行/鹿児島県知名町議会

編集/議会広報委員会

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307 TEL0997-93-3119



認定こども園 きらきら 開園

3月定例議会
「8議員が一般質問」

- 予算審査特別委員会
- 各会計当初予算など町長から提案された各種議案

平成25年度
当初予算

総額73億9637万円

平成25年度 一般会計当初予算

単位：千円

歳 入					歳 出				
	款	本年度	前年度	比 較		款	本年度	前年度	比 較
1	町 税	487,216	484,192	3,024	1	議 会 費	98,432	106,614	▲ 8,182
2	地 方 譲 与 税	55,964	61,113	▲5,149	2	総 務 費	735,126	617,206	117,920
3	利 子 割 交 付 金	919	1,315	▲ 396	3	民 生 費	979,485	1,145,844	▲166,359
4	配 当 割 交 付 金	479	366	113	4	衛 生 費	438,203	434,224	3,979
5	株式等譲渡所得割交付金	1	1	0	5	農林水産業費	534,559	790,580	▲256,021
6	地方消費税交付金	51,363	51,025	338	6	商 工 費	187,944	199,199	▲11,255
7	自動車取得税交付金	9,097	7,352	1,745	7	土 木 費	387,475	299,222	88,253
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,723	6,600	123	8	消 防 費	187,215	182,641	4,574
9	地方特例交付金	412	11,037	▲10,625	9	教 育 費	575,040	734,099	▲159,059
10	地 方 交 付 税	2,489,000	2,541,000	▲52,000	10	災害復旧費	138	171	▲ 33
11	交通安全対策特別交付金	1,000	1,000	0	11	公 債 費	699,782	698,898	884
12	分担金及び負担金	97,034	74,475	22,559	12	諸支出金	101	2	99
13	使用料及び手数料	116,041	118,320	▲2,279	13	予 備 費	10,000	8,500	1,500
14	国 庫 支 出 金	361,719	605,651	▲243,932					
15	県 支 出 金	329,263	270,069	59,194					
16	財 産 収 入	48,664	35,920	12,744					
17	寄 付 金	3,537	3,527	10					
18	繰 入 金	135,500	78,468	57,032					
19	繰 越 金	20,000	20,000	0					
20	諸 収 入	76,468	80,169	▲3,701					
21	町 債	543,100	765,600	▲222,500					
収 入 合 計		4,833,500	5,217,200	▲383,700	歳 出 合 計		4,833,500	5,217,200	▲383,700

平成25年度 特別会計当初予算

単位：千円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較
国民健康保険特別会計	1,090,082	1,097,681	▲ 7,599
介護保険特別会計	777,974	731,282	46,692
後期高齢者医療特別会計	79,418	76,642	2,776
奨学資金特別会計	17,452	16,998	454
国民宿舎特別会計	94,014	94,584	▲ 570
公共下水道事業特別会計	141,611	152,611	▲ 11,000
農業集落排水事業特別会計	154,405	159,955	▲ 5,550
合併処理浄化槽事業特別会計	23,997	23,322	675
水道事業会計	182,605	182,605	0
土地改良事業換地清算特別会計	1,320	4,165	▲ 2,845
合 計	2,562,878	2,539,845	23,033



大山町有林の整備計画は。

町長：県・国への事業創設を要望する。



西田治利議員

質問

本町の大山町有林は水源涵養林としての重要な役割を担うほか、町民の憩いの場として、又、森林浴で心を癒やしてくれる大切な町の財産であるのに立ち枯れの松の木、処理や山一帯の環境や施設等を含めて現状のままでののか。

答弁

町長 大山町有林は水源涵養林・保健保安林としての大きな役割も担っており本町の大切な財産と思っております。大山町営場周辺は森林浴や自然体験等町民の憩いの場として利用されております。松の立ち枯れにつきましては、平成二十二年度において緊急雇用創出事業で危険箇所については伐倒処理を行っております。

質問

先人たちが築いてきた森林を守り次世代へ引き継ぐ意味からも新たな考えを基に大山一帯の整備計画はないのか。

答弁

町長 育成天然林整備事業の実施箇所については、枯損木や枯れ松等の伐倒のほか、事業による松くい虫の伐倒駆除を行い水源涵養林としての機能を保つための整備を行っております。面積も膨大なことから今後、県・国への事業創設を要望いたします。

質問

老朽化が著しい老人ホーム（長寿園）は新規建替えの計画が二十八年度になつていますが、それまでの間、建物の耐震面、防災面等は基準に適合しているのか。

答弁

町長 老人ホーム（長寿園）については、昭和四十五年八月一日事業開始以来四十二年七月が経過しております。防災対策については、火災・地震・台風・風水害等を想定した

夜間避難訓練・昼間避難訓練を実施しております。

質問

高齢者入居施設なので、安全第一の観点から立替の計画を前倒しでやる考えはないのか伺います。

答弁

町長 「長寿園」の立替については、平成二十三年度に発足した「知名町公共施設再整備検討委員会」プロジェクトチーム会議において、建て替えか

奄美・沖永良部航空路線延長について。

町長：沖繩、沖永良部の直行便を要望。



松元道芳議員

質問

現在JACは奄美と一日一便で運航している。那覇まで延長すれば那覇から本土へは格安航空運賃で便も多い、又利用者も増え、一日二便体制で運航できると思うが。

耐震補強か等あらゆる角度から検討し、総合的な見地から再整備計画案を策定いたします。

質問

知名中体育館立替工事について。

答弁

教育長 体育館の建設予定地は校舎の隣、東側。「設計図」は今年一月に完成しました。会社名は鹿児島市の株島中設計、設計委託料は一千三百六十五万円、建設費は総額で五億六千万円を予定しております。「参加予定入札業者」につきましては新年度四月以降に建設工事指名業者推薦委員会で決定されます。「太陽光発電装置の設置」につきましては体育館の屋根を台風など構造的に強固なトラス構造を採用しており、このトラス構造で太陽光発電装置の設置については技術、費用面で課



長寿園

質問

町長 関西方面から沖繩を経由し沖永良部へ入るルートは、格安航空会社の参入で、鹿児島を経由するより運賃が安く、利用される方が多いと聞いております。現在、両町及び沖永良部観光連盟で沖繩、沖永良部の直行便誘致について活動しております。まず昨年六月、沖繩で奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が行われた際、両町の副町長、議長、企画課長の五名で琉球エア・コミュニケーションズ（RAC）本社へ訪問し、直行便運航



知名中学校体育館

題が多く設置しないことと
しています。

質問 防衛施設周辺整備事業を活用できないか。佐賀県吉野ヶ里町では庁舎建設、道路、学校校舎、体育館、医療費まで助成している。

答弁 町長「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律関係」の第十二条第十三項で「学校の施設は除く。」とありますので同事業での活用は出来ません。

質問 平成二十五年度本町の新規事業等について。

答弁 町長「ハード事業、国営地下ダム事業のパイプライン布設に伴う知名東循環線舗装工事、老朽化に伴う臨港道路の舗装及び、防舷材の設置による住吉港修繕工事、知名シャ原線舗装工事等、ソフト事業、人材育成のための助成を行う地域活力再生事業、新規雇用創出のための緊急雇用創出事業、子育て支援のための助成対象額の拡充を図る子供医療費助成事業、知

名町畑地かんがい園芸産地確立事業、繁殖牛増頭対策助成事業、奄美群島流通効

地域おこし協力隊の受け入れについて。

町長「課題を精査し検討する。」



名間武忠 議員

質問 地域おこし協力隊の受け入れについて。

答弁 町長「制度活用には当っては協力隊員の活動が円滑に実施される様に町の課題抽出、関係する各機関や住民等との必要な調整、また、年間プログラムの作成やプランを十分に練り責任をもって受け入れる事が必要だと考える。本町の課題を精査しながら検討していきたい。」

質問 学校における「いじめ」と「体罰」の防止について。

率化事業、外国語指導員配置等を新規に計上しており
ます。

質問 教育長「対応マニュアルについては町の教育委員会としてのいじめに対する基本認識及び学校への指導事項、児童生徒の生命に関するような緊急事案が発生した場合の教育委員会職員の対応マニュアルを作成している。スクールカウンセラーの配置は人材を選定する事が出来ていない。いじめ、体罰の防止対策については、未然防止が最良ではあるが、いじめはどの学校でも起こり得るものという強い危機意識のもと必ず解決するという強い決意をもって、全学校職員が生徒指導のアンテナを高くする必要性を繰り返し指導していく。」

質問 防災・安全交付金の取組について。

答弁 町長「防災無線のデジタル化については、平成二十四年度から三

ヶ年計画で更新を行う。各家庭へは従来の戸別受信機に替り防災ラジオを設置し、聴覚障害世帯へは文字表示戸別受信機を設置する。各字集會施設の自家発電機の設置については、避難所としての機能強化の面から防災、減災対策補助事業の中で検討していきたい。大津勘橋の改修については平成二十四年度補正予算で調査を行なうことにしている。



老朽化した大津勘橋

質問 町民の負担軽減について。

答弁 町長「税については、国民健康保険減免条例で対応しており、医療費等の負担軽減については、国民健

康保険第四十四条第一項の規定に基づく医療費の一部負担金の徴収猶予及び減免に関する要綱を定めている。後期高齢者医療の軽減は取り扱い要綱に基づき、町民税が減額又は免除されている者に対し免除することが出来る。

質問 今後の町政運営について。

答弁 町長「これまでの四期十五年間の評価は自己評価ではなく町民が評価するものだと思う。町民から一〇〇％の評価が得られる様に職務に傾注する覚悟である。その事が町民の為の舞台づくりだと思う。町民の幸せな生活実現の為に、毎年度の施政方針で述べている。産業の振興で町民所得の安定向上、福祉の向上で町民生活の安定向上、教育施策の充実で郷土の未来を担う人づくり、生活環境の整備で町民生活の利便性の向上、といった四つの柱を、その年度毎の予算の執行で確実に進める事により、町民の幸せな生活が実現出来るという事を町政運営の理念としている。」

国の大型補正予算の経済効果は。

町長：町内の様々な業者への経済効果あり。



今井宏毅 議員

質問 一月中旬から末にかけて、街宣車が我が町の事を叫んでおりましたが、町民が安心するため説明をお願いしたい。

答弁 町長は街宣の内容については、それぞれの考えがあり、答弁は差し控えますが、本町の建設工事等の指名については、「知名町建設工事入札指名のための資格者推薦委員会設置規程」により、公平適正に行なわれております。

質問 国の大型補正予算等で群島や本町に直接の経済効果は。

答弁 町長は国の大型補正予算の経済効果ですが本町の予算ベースで一

二〇、九四〇千円を計上、県営事業等での県の予算ベースも含めると二五九、五四三千円となっており、本町の業者への発注、その他島外からの業者の入り込みによる町内の様々な業者への需要の高まり等により相応の経済効果がでてるものと思われま。

質問 安倍総理がTPPに前向きだと報道されておられるが、本町の農業の現状と対策、施策は。

答弁 町長は今後の本町の農業の指針は、あくまでも、これまで通り、サトウキビやパレイショ・葉タバコ等の土地利用型作物と輸送野菜や切り花などの施設利用型とのバランスの取れた農業振興を図って行くことが重要と認識しており、TPPの問題は今後も適切な時期に適切な働きかけを行うよう、各関係機関と情報を共有し、連携を図って参りたいと思ひます。

質問 田舎保育園跡地に県営住宅の誘致が諮れないか。

答弁 町長は現在、具体的な活用方針を決定するに至っておりません。今後、活用の方向性を決定する際には、公営住宅建設も一つの選択肢として地域の意見や財政状況を勘案しながら検討して参ります。

質問 県道国頭く知名線の整備計画は。

答弁 町長は今後の整備計画は、田舎から正名集落間の線形不良箇所約500m区間の改良を着手する予定です。

質問 町道新城から知名までの区間整備を計画できないか。

答弁 町長は本路線の整備備につぎましては、通学路指定及び道路調査の結果を踏まえて今後の整備方針を決定したいと考えております。



輸送コスト支援事業について。

町長：奄美群島が一体となった取り組みが不可欠。



森山 進 議員

質問 基幹作物のサトウキビの位置付けは。

答弁 町長は本町におけるサトウキビは、農業の基幹作物であり、輸送体系上も必要不可欠な作物として位置づけられており、製糖工場等その関連産業の雇用機会の維持確保に貢献するなど、地域経済を大きく左右する本町経済に欠くことのできない重要な作物であります。今後、安定生産量六万トンを中心とし農家経営の安定を図るため、収穫面積の確保や単収向上対策適期管理作業の推進、病害虫防除対策等を講じていきたいと思ひます。

質問 輸送コスト支援事業について。

答弁 町長は町としては、地理的条件による農産物の輸送コスト問題を認識しており地理的ハンデは正のため、農産物の海上輸送分に係わる輸送コストについて、支援策を創設するよう、継続して要望しているところでありま。

現在、国土交通省においては奄美群島の農産物の輸送コスト支援に関する制度設計のため、基礎データの収集に向けた調査を開始するようであります。当事業の創設については、奄美群島が、一体となった取り組みが不可欠であり、群島全体で、事業の創設に向けた気運を高め、今後も継続した働きかけを行なうて参ります。

質問 企業誘致について。

答弁 町長は企業誘致は、人口の増加や雇用をもたらしことにより観光振興や町の活性化に大きな経済効果がありますが、企業誘致を本格的に行うとなると、立地場所、企業ニーズなど受入条件のハード面整備や誘致のための宣伝活動

など大きな財政支出が予想され、本町の財政状況では必ずしも良い結果は望めないと判断しております。また不透明な昨今の景気状況ではITを活用した小規模の企業や個人しか望めないものと思っております。

質問 燃料(ガソリン・軽油)等の高騰について。

答弁 町長 二月二十五日現在、町内給油所の販売価格は平均でガソリン一七九円、軽油一六二円となっており、全国的に燃料価格が高騰しているのは、円安や原油高の影響です。群島内においても価格差があるのは、輸送コストだけではなく油槽所等の維持管理、販売量が少ない島はどうしても高くなっている。離島ガソリン流通コスト支援事業は、平成二十五年度も継続し、奄美群島では十円二十五円の値引きを予定している。

質問 町営住宅への入居条件はどのように。

答弁 町長 町営住宅の入居条件については、

- ① 現に住宅に困窮していることが明らかである者。
- ② 現に同居し又は同居しようとする親族。ただし六十歳以上の者、障害者、生活保護受給者等については単身入居可能。
- ③ 町内に住所を有する者又は町内に居住することを希望する者。
- ④ 申し込み世帯の収入が国で定める入居資格収入基準の範囲以内。
- ⑤ 町税を滞納していない者。
- ⑥ 申し込み又は同居者、若しくは同居しようとする者が暴力団でないこと。

今議会で可決された議案

- ◆ 一般会計補正予算(第七号)
- 県支出金等1億6千399万円増額。
- ◆ 国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 療養給付費交付金等664万円の増額。
- ◆ 奨学資金特別会計補正予算(第一号)
- 繰入金等49万円の減額
- ◆ 下水道事業特別会計補正予算(第三号)

- 繰入金528万円減額。
- ◆ 農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)
- 分担金及び負担金等450万円の減額。
- ◆ 合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第二号)
- 国庫支出金・町債等454万円の減額
- ◆ 水道事業会計補正予算(第四号)
- 予備費53万円増額。
- ◆ 職員の給与に関する条例の一部改正

《二十五年度も三役・議会議員手当をカット》

- ◆ 町長等の給与の特例に関する条例及び議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正。
- 町長・副町長・教育長(報酬110%カット)
- 議会議員(期末手当20%カット)
- ◆ 知名町空き家利活用事業に関する条例の一部改正
- ◆ 知名町立保育所設置条例の一部改正
- ◆ 知名町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正
- ◆ 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老

- 人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定
- ◆ 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定
- ◆ 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定
- ◆ 知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定
- ◆ 知名町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例制定
- ◆ 知名町道路占用料徴収条例の一部改正
- ◆ 知名町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定
- ◆ 知名町港湾管理条例の一部改正
- ◆ 知名町下水道条例の一部改正

- ◆ 知名町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定
- ◆ 知名町営住宅条例の一部改正
- ◆ 知名町立学校の設置に関する条例の一部改正
- ◆ 知名町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正
- ◆ 知名町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正
- ◆ 知名町過疎地域自立促進計画の変更
- ◆ 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定
- ◆ 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更
- ◆ 知名町国民健康保険税条例の一部改正
- ◆ 知名町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正
- ◆ 知名町議会基本条例の制定

知名町議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民の代表機関である議会の運営に関する基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、知名町の持続的な町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が議員、町長及び町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のために活動する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政全般の課題について、町民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質向上に努め、町民の負託に応えなければならない。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加、町民との連携及び議会報告会の開催)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じてこれらの提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化し、政策提案の拡大を図るため、町民等から意見を聴く場を設けるものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

6 議会は、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催し、町民の意見を聴取して、議会運営の改善を図るとともに、町民福祉の向上に資するものとする。

第4章 執行機関と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

(1) 政策等の発生源

(2) 検討した他の政策案等の内容

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 総合計画における根拠又は位置づけ

(5) 関係のある法令及び条例等

(6) 政策等の実施に関わる財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議会図書室の充実、公開)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを議員のみならず、町民及び町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するなど、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

請 願 陳 情

陳情・請願等は所管の委員会に付託するか、又は付託を省略して本会議で採択もしくは不採択を決しますが、この欄では第一回議会定例会での処理状況を紹介します。



十二月議会定例会以降の閉会中に受理された陳情等は、三月議会定例会の会期中に本会議、又は関係常任委員会の審議を経て、次のとおり決定しました。

《採択とした陳情等》

◎「沖永良部島内輸血用血液備蓄に係る行政支援依頼（陳情）」

（提出者）社団法人大島郡医師会沖永良部支部長 朝戸末男・医療法人徳洲会沖永良部徳洲会病院 院長 佐々木紀仁

《文書配布とした要望》

◎「地方財政の充実・強化を求める要望書」

（提出者）知名町職員労働組合執行委員長 大山 幹雄・現業公企評議会 坂井輝喜

《採択とした決議》

◎犯罪の未然防止活動の推進に関する決議
◎交通事故防止に関する決議

議会の動き

◆十二月

- 20日・第四回議会定例会閉会
- 21日・第二回沖永良部・与論地区広域事務組合議会
- 25日・第三回沖永良部バス企業団議会定例会

◆一月

- 2日・町内一周駅伝大会
- 成人式

- 6日・消防出初式（下平川小）
- 16日・国保運営協議会会長及び国保主幹課長合同会議（鹿児島市）

- 30日・沖永良部・与論地区議会議員大会打ち合わせ

- ・鹿児島県市町村議会議員研修会（鹿児島市）
- ・所管事務調査（熊本県）

◆二月

- 6日・第二十一回沖永良部・与論地区議会議員大会（与論町）
- 12日・鹿児島県町村議会議長会定期総会
- 15日・知名町奨学生推薦会
- 22日・町婦連模擬議会
- 25日・上下水道運営協議会

- ・知名町上下水道創設50周年記念式典・祝賀会
- 27日・市町村議会議長会（奄美市）
- ・市町村長・議会議長合同会（奄美市）
- ・奄美群島広域事務組合議会定例会（奄美市）

◆三月

- 1日・第一回議会運営委員会
- ・商工会と議員と語る会
- 5日・知名町振興審議会

第三十二回 沖永良部・与論地区 議会議員大会（和泊）

二月六日第二十一回沖永良部・与論地区議会議員大会が和泊町にて開催され各地区から提出された次の三項目が採択されました。

- ①輸送運賃・航空運賃支援事業の創設について（知名町）
- ②鹿児島新港における農産物荷捌き場の施設整備について（和泊町）
- ③輸送コスト（海上運賃等）支援事業の創設について（与論町）

編集後記

春暖の候 町民の皆様におかれましては益々御健勝の事と存じます。又、農家の皆様にとりましては、サトウキビやバレイシヨ等農作物の農繁期にあたり忙しい日が続いている事と思います。

昨年の度重なる台風による農作物への被害、又バレイシヨ価格の暴落等農家をとりまく現状は大変厳しく、「働けど働けど我が暮らしに楽にならず。」まさに私同様、農家の皆様の今の心境であり、早急な対応策が求められております。私達議会の方でも、このような現状を打開すべく、あらゆる支援策に取り組んでいきたいと考えております。

今年も高校を卒業した多くの若者が進学や就職で島外へと旅立って行きました。この若者達が将来、夢や希望をもってエラブで働きたいと思える活力ある町づくり、又町民の声を町政に反映できる議会運営をめざし、議員一同頑張っておりますので今後とも町民の皆様の議会活動への御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。

議会広報委員会

森山 進



あなたと議会を結ぶ



NO. 128

2013年4月25日発行

知名町

議会だより

発行/鹿児島県知名町議会

編集/議会広報委員会

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307 TEL0997-93-3119



認定こども園 きらきら 開園

3月定例議会
「8議員が一般質問」

- 予算審査特別委員会
- 各会計当初予算など町長から提案された各種議案